企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称:インド国北東部地域産業競争力向上にかかる情

報収集·確認調査 (QCBS)

調達管理番号: 20a00434

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に 実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する 方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の附属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月2日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称:インド国北東部地域産業競争力向上にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - (〇)「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引 と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してくだ さい。
 - ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約

で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間(予定):2020年11月 ~ 2021年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。 これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102−8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者:契約第一課 小嶋良輔 Kojima. Ryosuke2@jica.go.jp

注)<u>プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりまし</u>た。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第一課

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計 画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日) 以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して 定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。(本件では該当なし)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2) に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記 等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届 (様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年9月23日 12時 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2)提出先・場所

上記4. 窓口(選定手続き窓口)のとおり(outm1@jica.go.jp 宛、CC:担当者アドレス)

- 注 1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示 日、公示案件名を必ず記載してください。
- 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原 則としてお断りしています。

(3)回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見 積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期 する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2020年10月2日 12時

(2)提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。 上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる 説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参 照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先
- (4) 提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反 したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点 満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1)技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値があ	90%以上
る業務の履行が期待できるレベルにある。	3 0 70%
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分	80~90%
期待できるレベルにある。	80 3 9 0 70
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履	70~80%
行が十分できるレベルにある。	7 0 1 8 0 90
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達してい</u>	60~70%
ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	0 0 1 7 0 70
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で	
あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、	40~60%
全体業務は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内	
容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	4 0 %以下
<u>をもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_20 1211.html)

この技術評価点が基準点 (100点満点中60点) を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に 一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポー ザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」** を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、 ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格について は、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式によ り、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格一見積価格)/予定価格] × 100+80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120-[(予定価格-見積価格)/予定価格]× 100

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × O. 8 + (価格評価点) × O. 2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格を その場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認 を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合 算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、 当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時: 2020年10月20日(火) 10時~
- 2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構内 会議室
- 注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施し ます。

詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先 します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1)評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2020年10月23日(金)</u>までに プロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知 します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公 開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点(該当する場合)
- 3)競争参加者の価格評価結果 見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。 契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1)特記仕様書(プロポーザル内容反映案)

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識 (イメージ) を機構と 契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- > 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- ▶ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更(具体的な業務内容の確定を含む。)

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書(プロポーザル内容反映案)」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書 (案)が一部変更される可能性がありますが、当該変更は、競争結果の 公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください(積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません)。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト(所属先、学歴等の情報を含む。)を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、 追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課(e-

propo@jica.go.jp(※アドレス変更)) 宛に申込み頂ければ、日程を調整

の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性 があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.
html)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものと みなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職している こと、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職して いること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ、総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きま す。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会 屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独 立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるも の又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)であ る。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反 社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを 知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非 難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止 行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、 契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関 から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポー ザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの雷子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とする とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を 行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.
html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.h
tml)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「**脚注**」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

インド北東部地域はバングラデシュの北東を囲む様に存在する、アルナーチ ャル・プラデシュ州、アッサム州、シッキム州、トリプラ州、マニプール州、 ミゾラム州、メガラヤ州、ナガランド州の8つの州を指す。周囲の 98%を周辺 国であるバングラデシュ、ミャンマー、ブータン、ネパール、中国との国境 (総延長 5, 483 km) が占め、かつて同地域が茶やシルクの交易の要所として栄 えたように、地政学的に重要な位置を占める。一方、同地域はインドの他の地 域とは「チキンズ・ネック」とも呼ばれる狭い山岳地を通じてのみ繋がる辺境 地であり、他地域に比べ州別一人あたり GDP やインフラ整備状況が劣後する 等、開発の遅れが見受けられる。同時に、独立、統合を繰り返してきた歴史 や、多くの移民を受け入れた歴史の中で、インド本土とも異なる多様かつ複雑 な社会、政治、経済体制が形成されてきた地域でもあり、域内の州の間でも、 その文化や経済・人口規模1に大きな違いがみられる。2011年のセンサス結果 によれば地域の人口は総数 4,600 万人で、過去 10 年間の人口増加率は全国平 均の 17.64%に対し、同 22.23%と著しく、同地域の人口は 2021 年には約 5,100万人、2036年には約5,800万人まで増加し、若年層を中心とした労働人 口も増加することが予測されるなど、市場規模と若い労働力を備える地域であ る。また、北東部地域は、国際交易における地理的優位性だけでなく、地域固 有の資源として石油、石炭、天然ガス、花崗岩、石灰岩、砂、ゴム、茶、竹、 花卉、薬草等を豊富に有し、全国平均と比較しても高い英語力や読み書きの能 力を有するサービス人材が多く育成されるなど、産業振興のポテンシャルが高 い地域である。

同地域の経済と雇用を支える主産業は農業だが、今日においても、その多くが天水に依存した自給自足の農業を営んでおり、労働生産性及び産業競争力が低いうえ、農業以外の製造業やICT等の第二次・第三次産業の発展が限られて

 $^{^{1}}$ 最も多いアッサム州が約 3,100 万人(北東部全体の 7 割)であるのに対し最も少ないシッキム州は約 60 万人。

いる。加えて、北東部地域において、地域産業振興における最大の担い手である民間企業(本調査では主にスタートアップ(以下、「SU」と呼ぶ)や中小零細企業を想定)及び起業家の企業活動が活発でない。これらは、2000年~2019年までの外国直接投資実績として、北東部地域で最大の実績を誇るアッサム州の実績が全国で最大規模を誇るマハラシュトラ州の実績の約1,000分の1であること、北東部地域の地場の起業家数及びそれに伴う雇用者数は全国平均を大きく下回る約9分の1の規模であることなど、統計からもその一端を垣間見ることができる。また、これらの結果として、若年層の人材はより魅力のある雇用を求めてデリー等の大都市に州間移民として就業し、生計を営んでいる状況が多く見受けられる。

かかる状況をふまえ、インド政府は北東部地域を財政上の優遇措置を与える特別カテゴリ州に分類し、インド本土との地域格差の是正を最重要課題の一つとして掲げ、公共事業費を配賦する等、北東部地域の開発を重要視している。このことは、2020年度の北東部開発に配賦される国家予算が前年度比 14%の増加を計上していることからも見て取れる²。

北東州開発省 (Ministry of Development of North Eastern Region (MDoNER)) 傘下の組織で、域内の開発政策立案の旗振り役である North Eastern Council (以下「NEC」という) は、「NORTH EAST REGION VISION 2020」を開発ビジョンとして掲げ、農業生産性の向上に加え、新たな雇用創出に向けた製造、食品加工、ICT、観光などの、第二・第三次産業における産業振興の方向性を打ち出し、同地域住民全体への利益増進を目指している。

また、インド商工省(Ministry of Commerce and Industry)の Department for Promotion of Industry and Internal Trade (DPIIT)は、産業振興政策の一環で Start Up India と呼ばれる政策を打ち出し、全国を対象として、起業の支援並びに SU を包括的・持続的に成長させるためのイノベーション創出の拠点となるエコシステムの形成に取り組んでいる。

しかしながら、かかる取り組みは、北東部地域全体の開発の方向性を俯瞰的に捉えた上で、各ステークホルダー間で統制がとられた取り組みが行われているというよりは、個別に散発的に実施されているというのが実態に近い。結果として、北東部地域への民間企業の誘致実績は依然として少なく、民間企業、起業家の育成に繋がっておらず、同地域の産業振興を誘発できていない状況にある。

上述のとおり、同地域においては、既存産業の高付加価値化や未発達な裾野 産業の振興が必要であり、その中核を担うのは外部から北東部地域に投資を行 う民間企業や北東部地域の地場企業である。それらの企業が成長し競争性の高

_

² Union budget 2020-2021 https://www.indiabudget.gov.in/index.php

いビジネス活動を行う環境や、北東部地域に埋もれる優秀な地場人材や北東部 地域に関心を有する優秀な外部人材が主役となり、ある特定の産業分野でイノ ベーティブな製品、商品、サービスを生み出していける環境を整備することが 重要となる。右に向け、起業や民間企業の成長が促される環境や新事業が次々 と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が 核となって広域的な産業集積が進む状態を作り出し、北東部地域の産業競争力 を高める仕組みを築くことが求められる。

2. 調査の目的

本調査は、インド北東部地域の経済成長の基盤となり得る産業の競争力強化のための最適なアプローチを模索し、JICAとしての今後の支援の在り方を検討することを目的とする。その過程で、インド中央政府及び同地域の各州政府が掲げる産業振興政策や課題や地域の有する優位性、ポテンシャル等の全体像を捉えた上で、強化すべき重点産業を模索しつつ、企業が生まれ育ってくるために、また企業進出を得るために必要と考えられる環境を構築する可能性の検証を行う。

3. 調査の範囲

コンサルタントは、上記「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 実施 方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査を実 施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 対象地域

初期調査(国内調査)

・ 北東部地域7州(アッサム州、シッキム州、トリプラ州、マニプール州、ミゾラム州、メガラヤ州、ナガランド州)

詳細調査(国内調査及び現地調査)

・ 上記のうち2~3州

7 州から 2~3 州に絞り込む方法及びその基準についてはプロポーザルにおいて 提案を行うこと。

(2) 相手国対象機関(※ヒアリング対象候補組織)

・ 各州政府(特に、計画局 (Planning Department) 、産業商業局 (Department

of Industries and Commerce) や財務局 (Department of Finance))

- 民間企業(SUや中小零細企業)、起業家
- ・ 既存の産業クラスター(食品加工、製薬・薬品、プラスティック、ICT等)への投資を行う企業
- ・ SU・起業家支援関係者(エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター、コーポレートベンチャーキャピタル等)
- 中小零細企業支援関係者 (BDS (Business Development Service) プロバイダー等)
- 大学研究機関(①Indian Institute of Technology Guwahati (IITG) (アッサム州)、②Indian Institutes of Management (IIM) Shilong (メガラヤ州)、③National Institutes of Technology (NITs) Silchar (アッサム州), Agartala (トリプラ州), Imphal (マニプール州), Shilong (メガラヤ州), Aizawl (ミゾラム州), Dimapur (ナガランド州), Ravangla (シッキム州))
- · 笹川平和財団
- JETRO(インド)
- · 非政府組織
- 政府系・民間金融機関
- ・ 国際援助機関(アジア開発銀行、世界銀行グループなど)
- ・ インド工業連盟 (Confederation of Indian Industry (CII))
- インド商工会議所 (Indian Chamber of Commerce (ICC))
- ・ インド商工会議所連盟 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry(FICCI)
- 北東地域産業・商業連合 (Federation of industries & Commerce of North Eastern region (FINER))
- Invest India
- · 商工省産業国内取引促進局 (Ministry of Commerce and Industry, Department for Promotion of Industry and Internal Trade (DPIIT))
- 北東州委員会 (North Eastern Council (NEC))
- ・ 北東州開発省(Ministry of Development of North Eastern Region (MDoNER))
- 北東開発金融公社(North Eastern Development Finance Corporation Ltd. (NEDFi))
- ・ The National Institution for Transforming India (NITI Aayog) など

(3)調査方針

本調査では、以下を念頭に調査を実施する。

(ア) 北東部地域各州における産業振興支援にかかる現状分析

インド中央政府及び同地域の各州政府が掲げるインド北東部地域における産業振興政策や課題等の全体像を捉えた上で、各州が有する優位性、特徴やポテンシャル、北東部地域開発の政策・制度・インフラ・資金・人材面のニーズ・課題等の基礎情報を収集・分析する。

北東部地域開発のLeading case の一つに、シッキム州では大手製薬会社十数社の投資を呼び込むことに成功し、製薬産業の振興を通じて社会経済指標が大幅に改善していることが挙げられる。シッキム州の製薬産業が興隆した転換期や具体的なきっかけは何か等、シッキム州政府や関連民間企業などのアクターへのヒアリングを行うことを想定している。そのほか、シッキム州と同様に辺境地であるがゆえの課題・困難を乗り越えた地域開発事例があればプロポーザルにて提案し、その発想や実績、転換期が何かについて調査で明らかにし、北東部地域開発の参考事例としてまとめること。

なお、JICAとしては、インド中央政府や域外関係者においては、多様性を抱える北東部地域を一つにまとめて捉える傾向が垣間見られ、結果、地域の特徴や地域社会への裨益を考慮した施策が出来ていないのではないかという懸念を持っている。上述の NEC 等が作成する地域開発の上位計画の中身が、網羅的である反面具体性に欠ける印象を抱いている。

各州の産業振興にかかる政策や各州が有する産業のポテンシャルについての情報の収集に際しては、インド中央政府及び各州の関係機関から緻密に情報を収集することは勿論のこと、その他の民間企業、大学等の学術機関やNGO等の北東部地域開発をとりまくアクターから幅広く情報を取るよう留意すること。また、JICAと緊密に相談しながら検討すること。

(イ) 北東部地域各州で産業が振興してこなかった背景の検証

北東部地域各州で産業が振興しない要因・背景として、①第一次産業(農業)主体の労働生産性が低い産業形態を有し、北東部地域において産業を牽引する民間企業(SU、地場の中小零細企業や起業家を含む)が少なく、ビジネス活動が活発でないこと、②産業の主体である企業群が創出されず雇用を生み出せていないこと、③その結果、同地域の強みである豊富な若年層の労働供給力を活用できていない、かつ、地域内外からの投資を呼び込めていないことが考えられる。調査にあたっては、(ア)に上述する産業振興支援にかかる現状分析等の情報収集結果を踏まえて上記の仮説を検証する。

なお、上記の仮説に基づくと、北東部地域における産業振興のソリューションとして、北東部地域内外の民間企業や起業家によるビジネス活動の活性化が必要不可欠である。また、北東部地域に埋もれる優秀な地場人材や北東部地域

でのビジネスに関心を持つ優秀な外部人材を発掘し、ある特定の産業分野で起業し、新たな企業が生まれ、類似・関連企業が派生的に生まれることで、結果として産業の主要な担い手になる企業が集まる仕組みが必要と考えられる。また、それらを支え、地域のノウハウやリソースを引き出す産官学連携による体制構築を行う必要性があると考えられる。さらに、起業家や民間企業の経営者にとって、ビジネスの成否を決める要素としてサービス・製品が受け入れられる市場が成熟しているか、市場までのリンケージが整っているか等については極めて重要であり、調査の中で明らかにされる必要がある。

上記を踏まえ、本調査では、起業家や民間企業が生まれ育ってくるために、また企業進出を得るために必要と考えられる環境がどの程度あるのか、実現に貢献しうる人材がどの程度存在するのかにつき確認を行う。例えばインフラ面、政策・制度環境面、人材育成面(人材輩出源、人材育成の仕組み、人と人が出会う仕組み)、資金調達面、市場(サービス・製品の購買者がいるか、市場へのリンケージは十分に整っているか)などの見地から、北東部地域各州ではどの程度整っているのか、不足する場合に何がボトルネックとなっているか等、分析するアプローチをとることを考えている。

以上を踏まえて、関連する情報を5.に記述のとおり、収集・分析していく。なお、調査に際し、その他の最適なソリューションが導き出される場合はJICAへの提言としてまとめる。

(ウ) 起業や企業成長を促進する環境の形成支援にかかる指針・アクションプラン(案)の策定

本調査では、北東部地域各州に投資を検討する外部または地場の民間企業や起業家を取り巻く環境や起業及び企業成長を促進する環境に関する情報を収集・分析した上で、一部の地域(詳細調査対象の 2-3 州のうちどれか、または全て)において右環境の構築にかかるパイロット事業を実施し、その結果・教訓を踏まえて、JICA の北東部地域における起業や企業成長を促進する環境の形成支援にかかる指針・アクションプラン(案)を検討・提案するものである。地域の産業を活性化させる上で、産官学、特に各地域の民間企業・起業家の出会いの場を作り、シーズとニーズのマッチングを促進させる仕掛けが重要であることから、本調査では、民間企業・起業家や大学研究機関等を始めとする起業や企業成長を促進する環境の構築に関係する様々なアクターへのインタビューを通じて、各アクター及び JICA の役割を整理しつつ、今後のアクター間の連携の在り方について JICA に対し提言することも求められる。

(エ) ネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナーの開催

詳細は5. (1) (エ) に記載する。

(4) 北東部地域の特殊性の勘案

北東部地域は指定部族のコミュニティに根ざしたグループが多く存在し、多様な文化、言語等が存在する特徴を有する。また、ナガ族やミゾ族による反インド分離独立闘争のように政治色の強い抗争、移住と定住が繰り返されてきた歴史から、旧来の住民と新たに流入し定住した住民の間の経済・社会的利害対立等、複合的な要因を背景に、争いが繰り返されてきた歴史がある地域でもあり、かかる背景から、北東部地域とその他の地域住民の間で相互理解が進んでこなかった実態がある。事前にJICAが実施した北東部地域の研究者などの関係者へのヒアリングにおいて、近年(ここ10年程)は、インド中央政府による北東部地域への重点的な補助金政策や支援スキームの提供、その他民間ベースの交流等により、地域間の相互理解が向上しているとの意見もあるものの、上記の歴史的背景を踏まえ、多様なステークホルダーを巻き込み、中央政府、州政府または州を跨いだ取り組みを行う場合、中央及び各州政府、コミュニティや市民社会との合意形成を丁寧に行うことなど、一定の社会配慮をしつつ、調査を進める必要がある。

なお、北東部地域の各州政府については、中央政府の北東部地域向けの複数の補助金や特別カテゴリ州として配賦される予算があるなどの特殊性もあり、他州と異なる特性があるので、かかる特性にも留意しながら調査を進めること。

また、北東部地域の特殊性として辺境地である事が挙げられる。魅力的な市場を抱えるミャンマーやバングラデシュなどの周辺国に囲まれるため、見方を変えれば、国際交易上の重要かつ戦略的なロケーションに位置すると言えるが、実態として域内・近隣国の市場が十分成熟しておらず、市場までのリンケージが不足している等の現状が見受けられる。北東部地域の産業を育成する観点で、地域で生産されるサービスや製品が市場に受け入れられるかがカギとなることから、本調査ではかかる市場の成熟度、市場へのリンケージにつき十分に確認を行うとともに、ボトルネックがある場合はそれを改善する戦略的な取り組みを検討するものとする。

さらに、複数の関係者へのヒアリング結果を踏まえ、同地域の特殊性として、住民の地域コミュニティへの強い帰属意識が挙げられる。現状では、特に若者を中心として魅力的な雇用を求めてデリー等の大都市圏に州間移民を行っている実態があるが、本来コミュニティへの帰属意識が強く、雇用が創出されれば故郷の発展のために地元で就職する、あるいは、起業や企業成長のための環境が構築されれば、起業をする人が増えてくることも想定される。近年、北

東部地域においても、大学などの高等教育機関が進出するなど、起業家等の実業を産官学で支援しうるリソースが整いつつあるが、まだ有機的な連携に繋がっていないところ、本調査ではこれらリソースを上手く動員する仕組み等を積極的に検討する。また、現在、COVID-19の影響で、これまで州外に出ていた労働者やより高い学習環境を求めて州外に出ていた学生が地元に戻らざるを得ない状況となっている。これを一時的なものにせず、産業振興を牽引する人材として地元にとどまって活躍してもらうためにも、かかる出戻り人材の活用についてもニーズ等の情報を収集し、本調査で提案される取り組みの中で勘案される必要がある。

(5) 「インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査」 調査内容の活用

JICA が実施した「インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査」では、主に連結性向上にかかる支援方針の提案がなされたものであるが、北東部地域の社会経済状況や産業にかかる基礎情報がまとめられていることから、業務実施にあたっては、効率的な業務遂行を目指し、同調査で収集した情報等については十分に活用すること。

(6) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、インド及び本邦関係機関へのヒアリングも想定するが、必要なアポイントメントの取付は、原則コンサルタントが行うことを前提とする。必要に応じ、JICA は円滑な調査実施のための協力を行う。

(7) ローカル・リソースの活用

本調査の実施に際しては、業務の経済性を確保するために、支援ニーズ等の確認に際してローカル・リソースの有効な活用を検討するものとする。

(8)他国、他ドナーによる支援

支援プログラム案の検討に際しては、他国や国際組機関の連携状況について も十分に確認した上で、支援範囲、内容、連携の可能性を検討すること。

(9) その他

調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案 内容を可視化したものとすること。また、インド側から提供を受けた情報の取り扱いについては十分注意し、ファイナル・レポートへの掲載内容について は、ドラフト・ファイナル・レポートの段階で、インド側の確認を得ること。 JICAには、報告書提出時だけではなく、定期的に調査進捗につき、電話・メールベースで報告を行うこと。特に現地調査期間においては、調査結果をメール等で適宜報告し、関係機関との面談実施後は速やかに面談録を JICA 南アジア部南アジア第一課に共有すること。

5. 調査の内容

以下に示す調査の内容について、上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏ま えつつ、効果的に調査を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作 業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程を プロポーザルで提案すること。

(1)調査内容

本調査により情報収集・分析すべき項目を下記 (ア) ~ (エ) のとおり示す。

(ア) インド北東部地域の各州の一般情報の収集

- ・ 面積、地形、気象、人口動態、民族構成、経済指標(GSDP や GNI等)、所 得水準、生計手段、雇用、教育や保健医療等の社会サービスの現状、人材 などの一般的な基礎情報
- (イ) 北東部地域各州における産業振興支援にかかる基礎情報の収集及び分析
- I. インド中央政府による北東部地域における産業振興政策
- ・ 北東州開発政策・戦略・ビジョン、政策策定の方法論や更新タイミング
- ・ 産業振興に向けた投資促進やイノベーション政策等の政策や制度(投資、 外資参入、民間企業や起業家振興にかかわる法制度、規制、優遇制度、金 融制度、資金リソースとしての民間企業による Corporate Social Responsibility (CSR) 資金の活用可能性等)
- 産官学連携にかかる政策や制度
- ・ COVID-19の影響を受けて実施される雇用創出のための政策や支援スキームなど
- II. 北東部地域の各州が掲げる産業振興政策
- ・ 州政府が実施する産業振興に向けた投資促進やイノベーション政策等の政策や制度(投資、外資参入、民間企業や起業家振興・支援にかかわる法制度、規制、優遇制度、金融制度、資金リソースとしての民間企業による CSR 資金の活用可能性等)
- 公的金融機関/投資機関の情報
- 産官学連携にかかる政策や制度

・ COVID-19 の影響を受けて実施される雇用創出のための政策や支援スキーム など

III. 北東部地域の産業構造

- ・ 北東部地域各州の産業ポテンシャル
- ・ 各州の顕在化する優位性や特徴、それらを活かした第二・第三次産業における既成産業事例(以下、事例(1)~③の様なものを想定)
- それぞれの産業が興隆した背景、きっかけ、転換期等

事例①:シッキム州の製薬産業(海外含む大手製薬企業14社からの投資)

事例②:アッサム州の工業団地開発、茶、縫製業(Eri silk, Muga silk)等の薬草、製薬産業(Pharmaceutical Park)等)

事例③:トリプラ州の中小零細企業振興(トリプラ産業投資促進インセンティブスキーム)、食品加工(Pram社)、など

- 主要産業における企業の分布と内訳(本邦企業含む外資企業の進出状況、 産業種類内訳)
- ・ 産官学連携の実績及び課題
- 主要産業の市場規模、外国直接投資額、生産額(量)、輸出輸入額 (量)、成長率、生産性、国際競争力
- 主要産業集積地における社会基盤インフラの現状

IV. 産業人材

- 中央政府並びに州政府が掲げる産業人材育成政策、現状や課題
- 州ごとの労働者市場、産業人材育成体制(研修コース等)
- 既成産業に投資を行う企業をはじめ民間企業からのヒアリング等による調査を通じた、企業目線からの人材需給状況、不足している技能分野等の分析・評価
- 出稼ぎや高い学習環境を求めて州外に出ていたが、COVID-19の影響を受けて 北東部地域の地元へ戻ることを余儀なくされた労働者や学生に対する雇用 のニーズや就職状況等
- (ウ) 起業家や民間企業 (SU 及び中小零細企業) の成長を促進する環境構築に かかる基礎情報の収集
- I. 北東部地域に埋もれる優秀な地場人材・民間企業・起業家、または北東部 地域特定において産業分野でイノベーティブな製品、商品、サービスを生 み出していける優秀な外部人材・民間企業・起業家の発掘
- II. 北東部地域における民間企業 (SU 及び中小零細企業)・起業家支援のための現状・課題等の調査・分析、公的機関による支援評価指標の整理
- 民間企業・起業家を取り巻く環境の現状、課題

- ・ SU・中小零細企業・起業家の其々の振興のための公的機関(中央政府、州政府)の政策・施策動向、財政・予算配分、組織・人員体制、サービス水準の確認(経営(財務会計含む)・技術研修(カリキュラム・レベル、教材、講師の質、施設・機材)、コンサルテーション、技術支援等)
- ・ 民間企業・起業家支援機関(インキュベーターやアクセラレーター等)による支援策の確認
- · 各州の起業や民間企業の成長が促される環境にかかる俯瞰図の作成
- ・ 公的機関による民間企業・起業家支援の評価指標
- ・ 主要ドナーによる民間企業・起業家支援策の現状・課題
- ・ 民間企業・起業家の成長フェーズに応じた公的機関・民間企業によるインキュベーターやアクセラレーター支援のあり方
- 基礎インフラ (ICT 等)
- III. 民間企業・起業家支援に向けた主要連携先機関の調査・開拓
- ・ SU・起業家支援関係者(エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター、コーポレートベンチャーキャピタル等)や中小企業支援関係者のマッピング、右関係者の現状やトレンド等の分析
- ・ 今後 JICA が民間企業・起業家支援をしていく上で、連携の可能性がある企業・機関・団体のリストアップ
- ・ 外部資金を活用したファンド形成に向けたサポートや SU・起業家と投資家 のマッチング機会の提供等、新たなファンディング方法についての検討
- IV. 北東部地域の産官学の各アクターへのヒアリングを通じた産業振興の概況、 ニーズや課題の調査
- V. COVID-19 による起業家及び民間企業のビジネス環境への影響
- VI. パイロット事業の実施

上記(I)~(IV)の結果を踏まえ、詳細調査の対象となる重点調査州におけるパイロット事業の提案及び実施(①起業や民間企業の成長が促される環境構築における関係者である政府機関、大学、民間企業・起業家支援関係者(エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター、コーポレートベンチャーキャピタル、公的・民間金融機関等)、大企業、中小企業支援を行うBDS プロバイダー等とのネットワーキング、②試行的に、SU 振興などを指導できる人材(インド国内の人材を想定)を招聘し、人材発掘のためのイベントの実施(その過程を経て起業家などの人材を発掘し、これらの人材を以下の先進都市におけるネットワーキング活動につなげることを想定)、③IITG 等のインキュベーションセンターやBDS プロバイダーにて、支援する企業の選定やセンターにおける活動の支援(経営面・技術面に対するアド

バイス、資金アクセスに関する支援、企業間マッチング、販路開拓支援等)及 びモニタリング等を実施することを想定)。

なお、上記を踏まえて検討する具体的なパイロット事業の活動計画についてはプロポーザルのなかで提案すること。

(エ) ネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナーの開催

- ・インド国内の起業や民間企業の成長が促される環境の形成が発展段階にある都市(カルナタカ州ベンガル—ルやテランガナ州ハイデラバード等)において、政府、大学・研究機関、投資家、ベンチャーキャピタル、インキュベーター、民間企業及び起業家間のマッチングを目的とした個別の面談を通じたネットワーキングイベントの実施を想定する。
- ・ドラフト・ファイナル・レポート提出時に、デリー及び北東部地域(1州)において、インド中央政府、北東部地域の各州政府(選定された2~3州(詳細調査対象))、大学・研究機関、起業家支援または中小企業振興機関などの関係者間で、上記5.(ア)~(ウ)の調査結果を踏まえた成果文書の広報、対話を行うカンファレンスセミナーの実施を想定する。会場経費等関連経費を計上することとし、同セミナーについては、1回あたり半日のプログラムを目安とし、100名程度の参加を得ることを想定する。
- ・ なお、上記を踏まえて検討する具体的なネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナーにかかる活動計画についてはプロポーザルのなかで提案すること。

(2)調査フロー

本調査の実施フローは以下のとおり。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安する。

- I. 事前準備(国内作業):インセプション・レポートの作成(2020年 11月)
- A) 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等の収集分析 を行う。
- B) 上記 A) の分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート(案) を作成する。また、現地調査前に質問票及び先方への説明プレゼン資料を作成し、JICA に提出する。
- ・調査の背景
- ・調査の目的
- ・調査の実施方針
- ・調査の内容と実施方法(作業項目、手法、アウトプット等を明記)

- ・作業計画(作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等)
- ・調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- 調査実施体制(国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等)
- C) インセプション・レポート(案)・プレゼン資料の内容について、JICAに 説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、イ ンセプション・レポートを完成させる。
- II. 第1次国内調査:初期調査(2020年12月上旬~2021年1月中旬) 全7州対 象
- ・ 国内事前準備にて作成したインセプション・レポートに基づき、調査の概要・ 計画等について、インド中央・州政府の関係機関へ説明し、協議・意見交換 を行う。(オンライン会議)
- ・ 北東部地域 7 州 (アッサム州、シッキム州、トリプラ州、マニプール州、ミゾラム州、メガラヤ州、ナガランド州) のすべてを対象にデスクトップ調査を実施し、各州に点在するキープレーヤー、起業や民間企業の成長が促される環境構築要件の充足状況、産業振興政策や重点分野等について明らかにし、以降の詳細調査の対象とする 2~3 州ほどに絞り込みを行う。絞り込みを行う方法及び基準についてはプロポーザルの中で提案すること。
- 上記の4. (2)で記述したヒアリング対象候補組織へのヒアリングはオンラインツールを用いて行うこと。
- III. 第1次現地調査:詳細調査(2021年1月中旬~3月上旬頃) 2~3州を対象
- A) 第1次国内調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、オンライン ツールや現地リソースを活用しつつ情報収集を行う。協議内容には、第2 次現地調査の方向性も含める。
- IV. 第 2 次国内調査(2021年3月上旬~4月上旬頃)
- A) 調査結果を踏まえて、インテリム・レポート(案)を作成し、JICAへコメント依頼を行う。
- B) JICAからのコメントを踏まえて、必要に応じて加筆修正を行い、インテリム・レポートを完成させる。
- C) ネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナーにかかる基本 計画の策定

- V. <u>第2次現地調査:インテリム・レポートの説明、情報収集・分析(2021年4</u>月上旬~6月上旬頃)
 - A) インテリム・レポートをステークホルダーに対して説明し、協議・意見交換を行い、不足している情報を整理し、今後の方向性を確認する。
 - B) 5. (1) (ウ) VIに記載のパイロット事業の実施(~2021 年 8 月中旬)
 - C) 国内作業に引き続き、情報収集及び現状・課題の分析を行う。
- VI. 第3次国内調査: 起業家や民間企業(SU及び中小零細企業)の成長を促進する 環境形成支援にかかる指針・アクションプラン(案)の策定、支援プログラ ム案の策定、ドラフト・ファイナル・レポートの作成(2021年6月上旬~7月 中旬)
 - A) JICA と協議のうえ、起業家や民間企業(SU 及び中小零細企業) の成長を促進する環境形成支援にかかる指針・アクションプラン(案) および支援プログラム案を取り纏める。
 - B) 上記 A) の分析・協議を踏まえレポートの取り纏めを行い、JICA ヘコメント依頼を行う。
 - C) JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、 ドラフト・ファイナル・レポートを完成させる。
- VII. 第3次現地調査:調査結果の報告・意見交換(2021年7月中旬~8月中 旬)
 - A) ドラフト・ファイナル・レポート及び本調査の結果をステークホルダーに対して説明し、協議・意見交換を行う。
- B) ネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナーの実施
- VIII. 帰国後整理作業(2021年9月)
 - A) 第3次現地調査結果を基に、JICAと協議のうえ、本調査全体に かかる作業内容・進捗・課題及び今後の支援候補事業を整理し、 ファイナルレポートを取り纏める。
 - B) 上記 A) で取り纏めたファイナル・レポートについては、JICA へコメント依頼を行い、コメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行ったうえで完成させる。

6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する 部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

(1)調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R) 及びレポート概要説明資料 (PPT)

提出時期:2020年11月中旬頃部 数:英語3部(簡易製本)

2) インテリム・レポート(IT/R) 及びレポート概要説明資料(PPT)

提出時期:2021年4月上旬頃

部 数:電子データのみ(英語)

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) 及びレポート概要説明資料 (PPT)

提出時期:2021年7月下旬頃

部 数:和文3部(簡易製本)、英語3部(簡易製本)

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期: 2021年9月下旬頃

部 数:和文7部、英文20部、CD-R3部

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1)業務計画書

記載事項:共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期:契約開始後10日以内

部数:和文2部(簡易製本)

2) その他説明資料

記載事項:関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期:報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部数:報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項:関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期:面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数:F/R 提出時はF/R に添付もしくは別添とする。

(3)報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で 提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、 読みやすいものとすること。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。 その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/propos al 201211. html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注) 評価対象とする類似業務:産業振興、起業家支援等にかかる各種 調査業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提 案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ▶ 業務主任者/起業家支援(2号)
- ▶ エコシステム/ファンディング分析³ (3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業 務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(起業家支援)】

a) 類似業務経験の分野:起業家支援にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域:インド国及びその他途上国地域

c) 語学能力: 英語

【業務従事者:担当分野:エコシステム/ファンディング分析】

a) 類似業務経験の分野:エコシステム/ファンディング分析にかかる 各種業務

b) 対象国又は同類似地域:インド国及びその他途上国地域

c) 語学能力: 英語

_

³ 起業や企業成長を促進する環境整備に向け、①政策・制度環境、②金融環境、③人材にかかる環境(人材輩出源、人材育成の仕組み、人と人が出会う仕組み)、④インフラ(人材育成のための場も含む)、⑤ 市場(サービス・製品の購買者がいるのか、含政府の公共調達)を分析し、インキュベーター、アクセラレーターや投資家、ベンチャーキャピタルなどのステークホルダーとのネットワーキング等のオプションを調整し、最適な戦略プランを立案できる経験やノウハウを持っている人材を想定。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2020年11月中旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを2021年月9月下旬に提出する。業務工程は下記を想定するが、これと異なる案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、新型コロナウイルス感染症の関係で渡航の制約から現地調査開始が遅れる可能性がないとはいいきれないところ、仮に現地調査開始が3か月程度遅れた場合を想定し、同調査業務を可能な限り国内作業において代替する方法について、プロポーザルに例示してください。この部分の記載分量は制限ページ数に含めないこととします。なお、当該代替案にかかる費用は見積書には反映させず、見積書はあくまで新型コロナ感染症による工程の遅延を想定しない前提で作成してください。

時期 項目	11 月	12 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<u> </u>		7.		- 7.					• • •	• • •	
国内準備											
作業											
第1次											
国内調査											
第1次											
現地調査											
第2次											
国内作業											
第2次											
現地調査											
第3次											
国内調査											
第3次											
現地調査											
帰国後											
整理作業											
報告書	Δ					\triangle					\wedge
提出	IC/R					IT/R			DF/R		F/R

(2)業務量目途と業務従事者構成案

- 1)業務量の目途
 - 約22人月 (M/M)
- 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成(及び格付)を提案し てください。

- ① 業務主任者/起業家支援(2号)
- ② エコシステム/ファンディング分析(3号)
- ③ 民間連携·投資促進
- 4 産業振興政策
- ⑤ 産業人材育成

(3) 現地傭人

COVID-19 の状況下の円滑な業務実施にあたり、特に現地関係者との密なコミュニケーションを図るべく、其々の業務従事者に対して、十分な技術・能力を有した現地傭人を配置することを検討し、プロポーザルにて配置計画など、業務計画を記載すること。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、本調査では現地再委託調査の実施は想定していないが、現地再委託を活用して調査することが望ましいと考えられる場合は、その理由と内容につきプロポーザルにて提案すること。

(4) ネットワーキングイベント及びカンファレンスセミナー

現地におけるイベント実施、先進都市とのネットワーキングイベント、現地カンファレンスセミナーの計画をプロポーザルにて提案し、概算経費を本見積に含めること。

(5) 相手国の便宜供与

必要なアポイントメントの取付けは、原則受注者が行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、発注者から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

また、基本的に作業を行う事務所は相手国の便宜供与で提供されることを想定しているが、必要に応じて事務所借り上げにかかる経費を見積もりで計上することを認めるものとする。

(6)複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る 現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年 度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(7)安全管理

1)治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- (ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。
- (イ) 上記(ア)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に 滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに 送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

- (ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。
- (エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館(必要に応じて各地域領事館)と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の2週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。
- (カ) アッサム州及びメガラヤ州の一部、ナガランド州やマニプール州等の危険度が高い地域(外務省危険情報レベル 2) への渡航については、発注者の承認を要することとする。具体的な承認用要する地域については、契約締結後、発注者が提供する「JICA 安全対策措置」で確認すること。なお、承認手続きは、監督職員(南アジア部)を窓口とし、インド事務所/安全管理部が可否を確認することとなる。また、当該地域への派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- (キ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポー ザルに記載すること。

2) 行動規制

- (ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。
- (イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。
- (ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。(警護手配に係る費用は JICA が負担する)
- (エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止 する。

3) 通信手段

- (ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用 可能な携帯電話を携行する。
- (イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先 を入手し、事務所に報告する。

4) 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

5) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。

なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- (ア) 国連地図⁴を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン⁵を参照)。
- A) データの参照元が国連である
- B) 当該加工は JICA によるものである
- C) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない⁶
- (イ) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(ア)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- (ウ) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(イ) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(8) 新型コロナウイルス

本業務については新型コロナウイルス感染症の流行の状況や先方政府側の方針次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

⁴http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm

⁵http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm

⁶記載例 "This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA

- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、 当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション 能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写 しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本件では実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020 年 4 月版の「コンサルタント等契約における経理 処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照してください。

(UKL

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.ht ml)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合) は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は1 0%です。
- (4) 旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を 以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除す るものではありません。

東京⇒デリー⇒東京(エア・インディア) 東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京(タイ航空) 東京⇒シンガポール⇒デリー⇒シンガポール⇒東京(シンガポール航空)

(5)業務実施上必要な機材がある場合、機材費に計上してください。そのうち競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料/閲覧資料等

- (1)配布資料
- 「インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査最終報告書 2020年4月(抜粋)」

(2) 公開資料

- ▶ 「インド国北東州農業セクターに関する情報収集・確認調査 2015年5月」 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12232237.pdf
- "Act East: Enhancing India's Trade With Bangladesh And Myanmar Across Border", Exim Bank, 2018 (URL: http://necouncil.gov.in/sites/default/files/uploadfiles/BasicStatistic20 15-min.pdf)
- "BASIC STATISTICS OF NORTH EASTERN REGION 2015", NORTH EASTERN COUNCIL SECRETARIAT, (URL: http://necouncil.gov.in/sites/default/files/uploadfiles/BasicStatistic20 15-min.pdf
- ➤ India Bland Equity Foundation (IBEF) プレゼンテーション資料 (URL: https://www.ibef.org/download/Sikkim-February-2018.pdf)
- "Emerging North-East India" (URL: https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/pdf/2015/11/KPMG-FICCI-North-East-India-2015.pdf)
- "Playing to Strengths: A Policy Framework for Mainstreaming Northeast India", World Bank 2019, (URL: http://documents1.worldbank.org/curated/en/278971575346344103/pdf/Playing-to-Strengths-A-Policy-Framework-for-Mainstreaming-Northeast-India.pdf)
- "State Statistics" NITI Aayog (URL: https://www.niti.gov.in/niti/state-statistics)
- "The North East Industrial and Investment Promotion Policy (NEIIPP) 2007" (URL: https://dipp.gov.in/policies-rules-and-acts/policies/north-east-industrial-investment-promotion-policy-neiipp-2007)
- "Unlocking the Potential of Regional Economic Cooperation and Integration in South Asia Potential, Challenges and the Way Forward", United Nations (UNESCAP), 2017 (<u>URL:https://www.unescap.org/sites/default/files/publications/UNESCAP_RECI%20Report_O_Sep2018.pdf</u>)

(対象の州政府ホームページ)

- ➤ Assam州政府 (URL: https://assam.gov.in/)
- ➤ Manipur 州政府 (URL: https://manipur.gov.in/)
- ➤ Meghalaya 州政府 (URL: http://meghalaya.gov.in/)
- ➤ Mizoram 州政府 (URL: https://mizoram.gov.in/)
- ➤ Nagaland 州政府 (URL: https://www.nagaland.gov.in/portal)
- ➤ Sikkim州政府(URL: https://sikkim.gov.in/)
- ➤ Tripura 州政府 (URL: https://tripura.gov.in/)

(関連政策のホームページ)

- "Advantage Assam" (URL: https://advantageassam.com/)
- Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises, (URL: https://msme.gov.in/relatedlinks/annual-report-ministry-micro-small-and-medium-enterprises)
- "North East Industrial Development Scheme (NEIDS)" (URL : https://industries.tripura.gov.in/wp-content/uploads/2019/04/North-East-Industrial-Development-Scheme-NEIDS-2017.pdf)
- "North Eastern Council Vision 2020" (URL: http://necouncil.gov.in/about-us/nec-vision-2020-0)
- "North Eastern Council Regional Plan (2017-18 to 2019-20)" (URL: http://necouncil.gov.in/about-us/nec-regional-plan-0)
- Start up India (URL: https://www.startupindia.gov.in/content/sih/en/home-page.html)

別紙:プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点		
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)			
(1)類似業務の経験	6			
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4			
2. 業務の実施方針等	(40)			
(1)業務実施の基本方針の的確性	18			
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18			
(3)要員計画等の妥当性	4			
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	-		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)			
	(34)			
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任 者 のみ	業務管理 グループ		
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/起業家支援	(34)	(13)		
ア)類似業務の経験	13	5		
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1		
ウ)語学力	6	2		
エ)業務主任者等としての経験	7	3		
オ)その他学位、資格等	5	2		
② 副業務主任者の経験・能力:	_	(13)		
ア)類似業務の経験	_	5		
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	1		
ウ)語学カ	_	2		
エ)業務主任者等としての経験	_	3		
オ)その他学位、資格等	_	2		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)		
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_		
イ)業務管理体制	_	8		
(2)業務従事者の経験・能力: <u>エコシステム/ファンディング分析</u>	(16)			
ア)類似業務の経験		3		
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2			
ウ)語学力	3			
エ)その他学位、資格等	3			
(3)業務従事者の経験・能力:	()		
ア)類似業務の経験				
イ)対象国又は同類似地域での業務経験				
ウ)語学カ				
エ)その他学位、資格等				

第4章 契約書(案)

業務実施契約書(案)

- 1 業 務 名 称 インド国北東部地域産業競争力向上にかかる情報収集・確認調査(QCBS)
- 2 業 務 地 インド国
- 3 履 行 期 間 2000年00月00日から 2000年00月00日まで
- 4 契 約 金 額 円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
 - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
 - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
 - (3)附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

(監督職員等)

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものと する。
 - (1)監督職員: 南アジア部南アジア第一課の課長
 - (2) 分任監督職員: なし

(契約約款の変更)

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定 によらず、次のとおり変更するものとする。
 - (1)第14条 契約金額の精算 第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
 - (1) 第9条 業務関連ガイドライン

- 「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。
- (2)第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。

【オプション1:部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町5番地25独立行政法人国際協力機構 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実 施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.ht ml) にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書I「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.ht ml) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。